

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2024年9月18日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：タイ国及びモンゴル国自然環境保全協力に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：タイ国及びモンゴル国自然環境保全協力に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：24a00614

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024年9月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年9月18日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：タイ国及びモンゴル国自然環境保全協力に係る情報収集・確認調査
(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。(全費目課税)¹

なお、本邦招へいに係る業務については、別途「技術研修等協力業務実施契約約款」を適用した契約を締結しますので本体契約には含めません。これにより入札書にも計上不要になります。

(4) 契約期間(予定)：2024年11月から2025年3月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム(一括確定額請負)型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

(6) 部分払いの設定²

部分払いは予定ありません。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(2) 事業実施担当部

地球環境部 森林・自然環境グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 9月 24日 12時
2	入札説明書に対する質問	2024年 9月 25日 12時
3	質問への回答	2024年 9月 30日
4	技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	技術提案書の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2024年 10月 4日 12時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
7	入札執行の日時（入札会）	2024年 10月 18日 11時
8	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者
とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記
（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び
２）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することが
あります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、
技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印
が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合
意状況について、記載してください

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の
公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・
見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼くだ
さい（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1）提出期限：上記2.（3）日程参照
- 2）提出先：<https://forms.office.com/r/sYziHCx6rP>

注1）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
います。

（2）質問への回答

- 1）上記2.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）
- 2）回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争
参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金
額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

（3）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の 2 営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記 2. (3) 日程参照

(2) 提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法 (2023 年 3 月 24 日版)」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記 2. (3) 日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号)_ (法人名)」
- ④ 依頼メールが 1 営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ 技術提案書は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 入札書 (入札価格)

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (消費税は除きます。) を、上記 2. (3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記 2. (3) 日程を参照し提出期限日時までに別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) 技術提案書

「JICA 国際協力調達部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (別見積書)

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：(調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書

[例：24a00123_〇〇株式会社_見積書]

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「24a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書の PDF にパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の 2 営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記 2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICA にて責任をもって削除します。

8. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第 2 章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税 10% が

加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落)随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：最低見積価格／それ以外の者の価格×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を

提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8）/N×100 点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

（4）総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

（5）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- （1）落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- （2）速やかに契約書を作成し締結します。
- （3）契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願い

します。

以上

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

タイ国の森林は、1940年代には国土面積の約60%を占めていたが、木材輸出や農地拡大等で大きく減少し、1991年には26.6%まで減少した。現在は植林等によって増加傾向にあるものの森林被覆率は31.6%となっている。急激な森林減少により洪水や土壌侵食等の自然災害が発生したため、1989年から天然林の伐採が禁止され、保護林の強化やマングローブ林の保全等の政策が進められた。近年は、植林の促進やコミュニティフォレスト（CF）での住民参加型森林管理等により、森林減少・劣化が縮小傾向にあるとタイ政府によって報告されている。CFに関しては、植林や森林管理を通じた農村部の生計・生活向上と持続的な森林経営を目指して戦後から実施されてきたが、ようやく2019年にCF法が制定された状況である。タイ政府としてはCFを増やしていく意向であり、更なる促進に向けた法制化の途上にある。一方気候変動に伴い、植林やREDD+（途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強／Reducing emissions from deforestation and forest degradation and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries）等の森林系カーボンクレジット事業が注目されており、民間企業による取組も増加している。タイ政府は、温室効果ガス排出量削減プログラム（T-VER）も実施しており、森林系含めたカーボンクレジットの発行・取引が活発化している。また、2022年11月に開催された国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）第27回締約国会議（COP27）においては、森林面積を55%まで増加させる目標を掲げるとともに、二国間の炭素クレジット取引・移転の支持・活用も表明している。

モンゴル国では、異常気象などの気候変動や過放牧、鉱山開発等の人為的要因により、強い干ばつの発生や砂漠化の進行・拡大が強く懸念されている。同国は1990年の資本主義への国家体制移行に伴い定住化が加速した結果、従来の遊牧から生活様式の変容が起こった。同国の国土面積の約70%が草原だが、生活様式の変容による食糧の自給を目的とした農地開発の推進や鉱山開発、都市の発展の影響を受け、草原地

帯では草本類の生育劣化が加速しており、環境改善が急務な状況にある。また、森林については、モンゴルの環境観光省のレポート「Mongolia's Forest Reference Level submission to the UNFCCC,2018」によると10年間で約5万haが減少している。さらに同レポートによると、モンゴルの森林は成長性と生産性が低いため干ばつや森林火災、害虫の影響等外部要因による攪乱を受けやすい。このような状況下、2021年6月に就任したフレルスフ大統領は第76回国連総会で気候変動及び砂漠化対策に最適な方法は植林であると強調して、2030年まで10億本の植樹キャンペーンの実施を宣言し、「10億本植樹国民計画」が2021年10月に開始している。他方、FAOのGlobal Forest Resources Assessments 2020 Report Mongoliaによると、1990年から2020年の植林実績は年間約5,020~9,200haであるものの、同時期の森林面積増減の正味の変化を統計したデータでは植林残存面積はわずか110~300haに止まっている。さらに、モンゴルでは国土の63%を永久凍土が占めているが、気候変動や森林火災の影響を受け面積の減少や表層の融解進行が加速している。永久凍土の状態は森林や草原の植生と水資源の維持に直結しており、凍土の減少は植生が掘る土壌水分の減少を引き起こし、生態系含む森林・草原の植生の回復を妨げている。また、凍土中には泥炭が多く形成されているが、気候変動や森林火災により凍土が融解されると土中の温室効果ガスが排出されるとともに、更なる乾燥化を引き起こすリスクをはらんでいる。2026年にモンゴルにて国連砂漠化対処条約（United Nations Convention to Combat Desertification, UNCCD）のCOP17が開催予定であるとともに、モンゴル政府は上記砂漠化・乾燥化への対処のため、国際機関や二国間援助を受けた国家森林セクター改革の推進等に取り組んでおり、アジア開発銀行（ADB）が作成協力した同国の国家森林セクター改革戦略・アクション・プランの草案に基づいた持続的森林管理ロードマップの作成等の活動を予定しているが、森林利用・保全に係る政策や制度の設定、事業実施・推進に係る取組はいまだ不十分であり、また、永久凍土や泥炭地の保全及び適切な生態系・水資源管理も考慮された統合的な協力アプローチと施策の優先順位付けが検討される必要がある。また、モンゴル政府は2012年に「モンゴル国家衛星計画」を承認して以降、宇宙技術、国際協力、人材育成を推進することを目的に、「アクション・プラン2022-2027」に基づきインフラ整備を確保するための施策の一つとして衛星技術の開発を目標に掲げている。2024年3月には同国の民間企業が初の人工衛星打ち上げを行ったほか、政府としても宇宙開発の振興に向けた産官学連携での取組推進や、国内の宇宙部門の継続的成長を支援するため「宇宙サンドボックス」の設立を追求しており、観測衛星データ等宇宙技術の森林等自然環境保全への活用がより一層期待されている。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、タイ及びモンゴルそれぞれにおいて、自然環境保全分野における現況、課題を確認の上、今後の JICA による協力可能性の検討のための情報収集を行うものである。タイについては、同国の森林保全及び回復に向けて自然環境保全分野の概況把握を行い、特に民間セクターによる森林系カーボンクレジット事業及び CF の現状や課題を確認し、促進にあたっての協力の可能性を検討する。モンゴルについては、森林や草原、永久凍土等の保全・管理に係る取組や方針・戦略等について情報収集し、各ドナーの取組等も確認の上で課題分析を行い、リモートセンシング技術、ICT の活用を含めた JICA の協力可能性を検討する。

第 3 条 調査実施の留意事項

(1) 調査方針

国内業務では、公開資料及び JICA から提供される資料等を参照しつつ、基礎情報を整理・分析する。現地業務では、関係機関での聞き取りや視察等を行う。想定される調査全体の大まかな流れは以下のとおり。

- (ア) (国内業務) 調査の方針、方向性、手法、調査項目などで構成される業務計画書(案)を作成する。
- (イ) (国内業務) 国内で入手可能な既存の資料及び公開資料(関連の調査報告書、関連ウェブサイト、ドナー報告書、論文等)の文献調査に基づく現状調査・分析及び基礎情報の整理を行う。特にモンゴルについては、ADB が国家森林セクター改革戦略・アクション・プランの草案作成支援を行っていることに鑑み、同報告書から現状分析及び課題及び支援方向性の抽出を行う。また、要すれば国内外の関係者、有識者に対する聞き取りを遠隔または対面で実施する。その上で、第 1 回現地調査の調査項目を整理し、現地調査計画を作成する。
- (ウ) (現地業務) 現地調査計画に基づき、タイ及びモンゴルにおいて各国関係機関での聞き取りや現場視察などを通して基礎情報を収集・整理する。収集する内容は、第 4 条(1)に記載のとおり。
- (エ) (国内業務) (イ) 及び(ウ) で収集・分析できた情報を取りまとめ、協力可能性に係る課題・ニーズ案を抽出し、今後の協力の方向性について JICA と協議を行う。また、第 2 回現地調査において情報収集・分析が必要な内容につき、JICA との協議を通じて整理する。
- (オ) (現地業務) 第 2 回現地調査として、(エ) までの調査結果を踏まえ、協力可能性検討に必要な情報収集や聞き取り、関係機関との意見交換を行う。得られた情報を元に分析を行い、協力の可能性に関して具体的な提案内容を検

討する。要すれば現地渡航中にも JICA と協議を行い、方向性や協力アプローチに関して整理を行う。そのうえで、提案内容について、先方政府関係機関と協議する。なおタイは下記（3）タイの現地渡航の回数に記載のとおり、この段階の渡航を2回に分けて行う。

- (カ)（国内業務）（イ）から（オ）において収集・分析できた情報を取りまとめ、協力の可能性に係る部分等、JICA と協議を行いながら最終化する。協力可能性の提案を含め、調査内容をドラフト業務完了報告書として取りまとめ、JICA と確認する。その後、最終化して業務完了報告書を作成する。なお、業務完了報告書には調査結果要約と協力候補案件を対外的に説明するための資料（PPT 等）も含める。

（2）相手国政府関係機関及び民間企業等への聞き取り

タイについては、環境天然資源省、王室林野局、国立公園・野生動物・植物保全局、タイ温室効果ガス機構等から情報を収集し、実態を確認する。また、森林系カーボンクレジット事業を実施している民間企業に現状や課題を聞き取るとともに、JETRO や商工会議所等を通じてタイに進出している本邦企業が森林系カーボンクレジットにどのような関心・課題を感じているのか聞き取りを行う。ドナーに関しては、気候変動対策や自然環境保全で協力を行っている FAO や UNDP、GIZ 等に聞き取りを行う。

モンゴルについては、環境観光省、森林庁、気象・水文・環境情報研究所リモートセンシング部、モンゴル科学技術大学、モンゴル国立大学等から情報を収集し、実態を確認する。また、同国への自然環境保全分野の協力・事業に知見のある、もしくは実施及び実施検討している環境省自然局、森林総合研究所林木育種センター、北海道大学等国内の関係機関、ADB、FAO、世界銀行、韓国山林庁（Korea Forest Service）等他ドナーにも聞き取りを行う。

なお、両国での現地調査に JICA 本部も一部参加予定である。そのため、本調査の報告書作成にあたっては、JICA 調査団からの情報も含め調査結果を取りまとめる。

（3）タイの現地渡航の回数

タイは中進国であることから自国による課題対応キャパシティを十分備えている面もあるため、協力のニーズや内容に関してより丁寧な見極めが必要であり、関係機関及び JICA との協議が重要となる。そのため、現地業務を3回に分け、1回目は基礎情報の収集、2回目に関係機関への聞き取りや意見交換を

ふまえて概ねの協力方向性を議論しつつ、JICA との協議もふまえ、3 回目の渡航で具体的な協力の可能性や方向性を提案することとする。ただし、全 2 回の渡航による調査実施がより効果的、効率的であると判断する場合、調査方針及び進め方と共に提案可能とする。

(4) 現地視察

タイに関しては、森林面積が大きい北部もしくは森林減少率が大きい東部の CF サイトの現地視察を行う。

モンゴルに関しては、ブルガン県やバヤンホンゴル県等環境省や本邦企業・団体が過去森林管理や植林に係る協力を実施したサイトを想定しているほか、現地での聞き取りを踏まえて今後の協力可能性検討に必要なと思われるサイトの現地視察を行う。

タイ、モンゴルともに数日間の想定。また、要すれば地方視察の際には現地語の通訳を備上すること。

(5) 今後の協力の可能性検討に関する提案

本調査では、タイ・モンゴルの両国において今後の協力の可能性を検討・提案する。その際には、協力の方向性のみならず具体的な協力アプローチや活動内容、投入量を含む提案を行うこと。なお、収集した情報及び聞き取りの結果をふまえ、実際の課題や先方政府のニーズに基づいた提案になるよう留意すること。協力のスキームとしては技術協力（SATREPS 含む）に限らず、有償資金協力、無償資金協力、海外投融資事業等も念頭に可能性を検討する。また、既存の JICA 事業や他ドナーの事業との連携や相乗効果も検討出来るとなお良い。加えて、提案は一つに絞る必要はなく、複数の提案がなされることが望ましい。

(6) 業務従事者数

本調査では、それぞれタイ 1 名、モンゴル 1 名の業務従事者を想定しているが、業務従事者を増やし、役割を分担して業務を行う方がより効果的、効率的であると判断する場合、調査方針及び進め方、役割分担と共に提案可能とする。

(7) 機構からの便宜供与

現地調査時における JICA 事務所による便宜供与は想定していない。現地関係者との打ち合わせ等は、初回においては可能な範囲で JICA 事務所による紹介や協力を行うものの、受注者が自律的に対応することが求められる。また、現

地調査時に JICA 関係者（本部、事務所）が同行する場合、受注者及び JICA 間で相互に調整し、調査を実施する。

第 4 条 調査の内容

上記「第 3 条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。

（１） 基礎情報の収集・分析⁴

タイ及びモンゴルにおける今後の JICA による自然環境保全分野の協力の可能性を検討するため、以下の情報収集を行う。なお、調査は既存の資料や公開情報からのデスクリサーチ及び現場での聞き取りや視察等を通じて行う。

（タイ）

① 森林・REDD+について

- ・ 森林の現状（被覆率、森林区分、森林減少・回復の経緯・現状等）
- ・ 森林管理（植林含む）の現状（行政、民間企業等、様々なアクターの取組含む）
- ・ 森林及び REDD+に関する政策や計画
- ・ REDD+の準備状況・方針（UNFCCC で定められた成果払い受領のための 4 要件の達成状況含む）
- ・ 森林モニタリングシステムの状況
- ・ JICA の関連する協力の実施状況（過去の東北タイ造林普及計画等の協力、現在の東北タイにおけるコーヒーバリューチェーン整備協力や焼畑・森林火災と関連する PM2.5 に係る協力、地域開発に係る協力、タイ外務省国際協力局（TICA）との協力等）
- ・ 他ドナーの協力状況

② カーボンクレジットについて

- ・ カーボンクレジット（全般）の国内市場・取引制度の現状
- ・ T-VER と JCM の互換性

⁴ 基礎情報として収集・分析を想定している項目はここに記載のとおりですが、追加で収集・分析が必要と考える項目があればプロポーザルで提案してください。また、効率的・効果的な収集・分析の方法や留意事項を、提案してください。

- ・ 森林系（REDD+、植林）のクレジットに関する政策や方針（実施ガイドライン、計測・報告・検証（MRV）、ベネフィット・シェアリングに関する情報含む）
 - ・ 森林系のクレジット事業の現状（数、タイプ、事業内容、課題等）
 - ・ 本邦企業の森林系のクレジット事業に関する関心や考え
- ③ コミュニティフォレスト（CF）について
- ・ CF の政策や計画、制度
 - ・ CF に係るモニタリングシステムの現状
 - ・ CF サイトでのコミュニティの生計手段や森林との関係性

（モンゴル）

- ① 砂漠化対処に係る取組について
- ・ 砂漠化対処に係る国家計画や政策
 - ・ CCD-COP17 を見据えた、砂漠化対処に係る他ドナーの協力状況及びモンゴル国としてのドナー連携の方向性
- ② 森林及び草原地について
- ・ 森林及び草原地の現状（被覆率、区分、森林及び草原地の減少・劣化の要因・経緯・現状等）
 - ・ 森林資源の持続的活用に係る政策・戦略・計画における現状
 - ・ 森林及び草原地における生物多様性に係る政策・戦略・計画における現状
 - ・ 10 億本植林イニシアチブ実施に係る政策的・技術的課題（育種研究含む）
 - ・ 森林及び草原地生態系での宇宙技術・ICT 等科学技術活用に係る政策・戦略・計画における現状
 - ・ 森林及び草原地生態系での宇宙技術・ICT 等科学技術活用に係る産官学連携の現状・課題（スタートアップ企業含む）
 - ・ JICA の関連する協力の実施状況（実施中の草の根技協「東ゴビ砂漠における深穴方式による乾燥寒冷地緑化推進技術協力事業」等）
- ③ 永久凍土及び泥炭地について

- ・ 永久凍土及び泥炭地の現状（分布、区分、永久凍土及び泥炭地の減少・劣化の要因・経緯・現状、森林や草原地への影響等）
- ・ 永久凍土及び泥炭地保全管理に係る政策・戦略・計画における現状
- ・ 永久凍土及び泥炭地の生物多様性保全に係る現状
- ・ モンゴル側の永久凍土・泥炭地劣化による影響分析や取組への関心
- ・ 永久凍土及び泥炭地生態系での宇宙技術・ICT等科学技術活用に係る政策・戦略・計画における現状
- ・ 永久凍土及び泥炭地生態系での宇宙技術・ICT等科学技術活用に係る産官学連携の現状・課題（スタートアップ企業含む）

（２） 今後の協力の可能性検討に向けての情報整理・提案⁵

（タイ）

- ・ タイの森林保全・管理における課題やニーズ
- ・ CFでの森林系クレジット事業実施に係る課題やニーズ
- ・ CFに係る課題やニーズ
- ・ 森林系クレジット事業実施に係る課題やニーズ
- ・ 森林モニタリングシステムに係る課題やニーズ
- ・ タイ政府の日本協力への期待や意向
- ・ 日本の協力可能性

（モンゴル）

- ・ 森林及び草原地保全・管理に係る課題やニーズ
- ・ 永久凍土及び泥炭地保全・管理に係る課題やニーズ
- ・ 自然環境保全分野での宇宙技術・ICT等科学技術活用に係る学術的・民間リソースの活用・導入可能性（ICT等科学技術含む）
- ・ モンゴル政府の日本協力への期待や意向
- ・ 日本の協力可能性

⁵ 今後の協力の可能性検討に向けて想定している情報整理・提案の項目はここに記載のとおりですが、追加で整理・提案が必要と考える項目があればプロポーザルで提案してください。また、効率的・効果的な情報整理・提案の方法や留意事項を提案してください。

第5条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本調査の成果品は「ファイナルレポート」とする。業務完了報告書以外は電子データでの提出とすること。提出時期は目安。

報告書等	提出時期	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	和・英文（電子データ各1部）
業務進捗報告書	2024年12月 第1回現地調査後	和・英文（電子データ各1部）
ドラフトファイナルレポート	2025年3月上旬	和・英文（電子データ各1部）
ファイナルレポート	契約履行期間終了時	英文：4部 和文：4部 CD-R：5枚

※報告書目次案は別途相談とする。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項 (技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	基礎情報の収集・分析	第4条(1)
2	今後の協力の可能性検討に向けての情報整理・提案	第4条(2)

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。なお、業務従事者構成の検討に当たっては、タイに関しては森林管理及び森林系カーボンクレジットに係る専門性を、モンゴルに関しては自然環境保全及びリモートセンシング分野に係る専門性を持つ従事者を含めること。

(全体) 3.70 人月

(現地渡航回数：タイは延べ3回、モンゴルは延べ2回)

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (2号))】

- 1) 対象国及び類似地域：タイ国またはモンゴル国、及び東南アジアまたは東アジア
- 2) 語学能力：英語

- ※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。
- ※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 無し

２）公開資料

（タイ）

- 林野庁：タイ王国の概況：[report_thailand.pdf \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp/report_thailand.pdf)
- FAO：Global Forest Resources Assessments 2020_Thailand: [Global Forest Resources Assessment \(FRA\) 2020 Thailand - Report \(fao.org\)](http://fao.org/Global_Forest_Resources_Assessment_(FRA)_2020_Thailand_-_Report)
- FAO：THAILAND FORESTRY OUTLOOK STUDY: [Microsoft Word - THAILAND RL READY 22.docm \(fao.org\)](http://fao.org/Microsoft_Word_-_THAILAND_RL_READY_22.docm)
- 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所：森林を活用した減災・防災の取組 Country Report2021 年度タイ王国：[04_country_report_thai_2021.pdf \(affrc.go.jp\)](http://affrc.go.jp/04_country_report_thai_2021.pdf)
- RECOFTC：Thailand' s Community Forest Act_Analysis of the legal framework and recommendations: recoftc-0000392-0001-en.pdf
- 環境省：Trends of carbon market in Thailand and overseas & new market mechanisms: [EN_THA_2022_02-3.pdf \(env.go.jp\)](http://env.go.jp/EN_THA_2022_02-3.pdf)
- ThaiBIZ：タイのカーボンクレジットの現状と最新情報：[タイのカーボンクレジットの現状と最新情報 - THAIBIZ \(th-biz.com\)](http://th-biz.com/タイのカーボンクレジットの現状と最新情報)

（モンゴル）

- MINISTRY OF ENVIRONMENT AND TOURISM_Mongolia' s Forest Reference Level submission to the UNFCCC,2018: [Microsoft Word - 2018 Mongolia FREL_v1.5 \(unfccc.int\)](http://unfccc.int/Microsoft_Word_-_2018_Mongolia_FREL_v1.5)
- FAO_Global Forest Resources Assessments 2020_Report_Mongolia: [Global Forest Resources Assessment \(FRA\) 2020 Mongolia - Report \(fao.org\)](http://fao.org/Global_Forest_Resources_Assessment_(FRA)_2020_Mongolia_-_Report)
- ADB_Mongolia: Forest Sector Development Program: [52022-002: Forest Sector Development Program | Asian Development Bank](http://Asian_Development_Bank/52022-002:Forest_Sector_Development_Program)

[\(\[adb.org\]\(http://adb.org\)\)](http://adb.org)

- ADB_Mongolia: Forest Sector Development Program Volume 1: Administrative Final Report: [Forest Sector Development Program: Administrative Final Report \(Volume 1\) \(\[adb.org\]\(http://adb.org\)\)](#)
- ADB_Mongolia: Forest Sector Development Program: Sector Reform Strategy and Action Plan (Volume 2): [Forest Sector Development Program: Sector Reform Strategy and Action Plan \(Volume 2\) \(\[adb.org\]\(http://adb.org\)\)](#)
- ADB_Mongolia: Strategic Planning for Peatlands: Technical Assistance Completion Report: [48062-002: Strategic Planning for Peatlands | Asian Development Bank \(\[adb.org\]\(http://adb.org\)\)](#)
- ADB_Mongolia: Strategic Planning for Peatlands: Technical Assistance Report: [48062-002: Technical Assistance Report \(\[adb.org\]\(http://adb.org\)\)](#)
- JICA「東ゴビ砂漠における深穴方式による乾燥寒冷地緑化推進技術協力事業」: [mon_15_c.pdf \(\[jica.go.jp\]\(http://jica.go.jp\)\)](#)
- DX Mongolia_Data Collection Survey on Utilizing Inner and Outer Space of Mongolia: <https://dxmongolia.org/wp-content/uploads/2024/04/Survey-Report-Final-4.17.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ及びモンゴル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：森林管理及び森林系カーボンクレジット、自然環境保全及びリモートセンシングに係る各種業務経験

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4

ー 4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A 4 判 (縦)、原則として 1 行の文字数を 4 5 字及び 1 ページの行数については 3 5 行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2023 年 10 月 (2024 年 7 月追記版))」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記 1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第 1 章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

以下の経費については定額で計上を求めることとします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	資料等翻訳費	第2章第4条	500,000円		一般業務費

(4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	(6)
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(65)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35
(2) 作業計画等	30
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)
(1) 業務主任者の経験・能力	(25)
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)
ア) 類似業務等の経験	12
イ) 業務主任者等としての経験	5
ウ) 語学力	5
エ) その他学位、資格等	3